

解説

歴史資料編の補遺について

原島修

【経緯】

「因幡東照宮別当寺院 大雲院資料調査」のうち、歴史資料については、平成二十九年より準備を開始、同三十年代より本格的な調査に取りかかった。

当初把握していた歴史資料の大多数は、文書筆笥四棹に収納されていたほか、蓋付木箱・柳行李などに納められていた。これらの資料群については、令和三年度までに目録作成作業を終え、翌四年度にその成果をまとめた、『鳥取市文化財調査報告書35 因幡東照宮別当寺院 大雲院資料調査報告書【一】歴史資料編』を刊行した。

令和四年度からは典籍調査を開始し、境内白壁土蔵に納められた慳貪箱入りの典籍、本堂横書庫に納められた仏典や様々な和漢籍の調査にとりかかったが、その作業を進めるなかで、当初把握していなかった歴史資料が新たに多数確認されたため、同五年度に「歴史資料補遺」としてあらためて調査・目録作成を行い、同年度内に調査を終了させた。

右の補遺資料は、前住職、故田尻光照師が寺務を執り行うに際して常時手元において利用していたもの、本堂寺務所や茶室などに別置されていたもの、典籍が収められた慳貪箱の中に紛れ込んでいたものなど、総数三四点で構成される。

実際の調査・目録作成作業は、発見された場所ごとに仮番号を付

して進めていたが、別置された経緯が概ね不明であるため、目録では、補1～344の通し番号を付し、「(補〇)」と番号を表記、以下の解説で紹介する資料も通し番号で明示する。なお、一群のまとめりや、一括状況などの情報を示すため、表の最後尾に仮番号も掲載した。

右のほか、仁風閣（重要文化財／鳥取市東町二丁目二二）で発見された四点の重要資料（特1～4）については、そこで発見された経緯なども含め、別稿で解説する（P40）。

なお、この稿では、『鳥取市文化財調査報告書35 因幡東照宮別当寺院 大雲院資料調査報告書（一）歴史資料編』を「報告書【一】」と記し、右の報告書に掲載済みの資料を解説に引用するにあたっては、「(箱〇ー〇)」と、右報告書の目録番号を掲示した。

また、大雲院の院室号変遷については、報告書【二】を参照されたく、ここでは詳記しない。この稿では概ね「大雲院」の呼称を用いるが、個別の歴史事項などを説明する部分では、その時代の呼称を用いる場合もあることを、あらかじめお断りしておきたい。

【補遺資料の概要】

補遺資料には、年代記・池田家過去帳などの重要資料を含むほか、分類としては多岐に涉っているが、内容的・数量的にある程度まとめがあるものは、「東照権現御神忌法会」・「東照宮祭礼」・「末

【表3】B分類の総量と概要

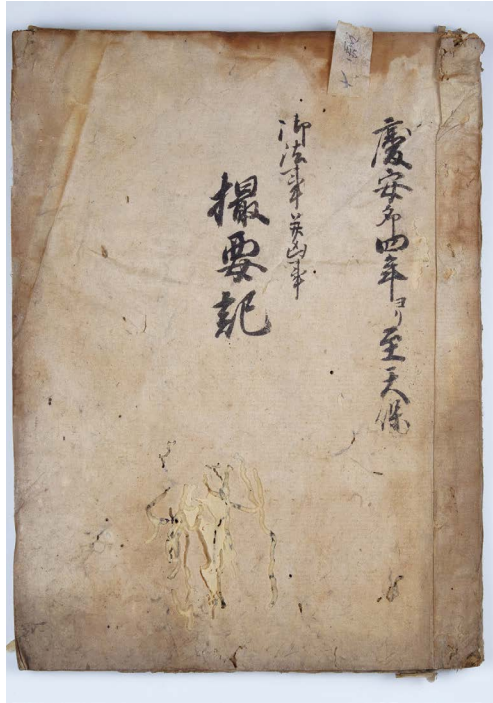
群番号		冊数	特記事項
B1	1	77	
	2	51	先代旧事本紀 2冊を含む
B2		43	
B3		37	『先代旧事本紀』 2冊を含む
B4	1	20	溪百年『経典餘師』 5冊を含む
	2	35	うち1冊『集註匡謬』に貼り紙「大雲院蔵書 茶之間用」とあり・ただし近代の資料
	3	44	
B5	1	45	
	2	42	表紙墨書「耳」（千字文ではない）とあり・15冊（「法華文句記會本」）
B6	1	40	
	2	31	
B8		36	比叡山一乗止観院本 1冊（『享保十三年戊申歳五月 立太子節會根本中堂御修法記』）含む
B11		62	「洪」「呂」と表紙に墨書あるもの2冊・写本「山王権現略縁起」（享和二年写）あり
B12	1	41	表紙墨書「荒」2冊・「身」1冊・「餘」1冊
	2	33	表紙墨書「閩」・「却」・「西」・「雲」・「辰（白で「宙」と上書）」各1冊
B15	1	61	「洪」の表紙朱書3冊・写本12冊（安楽律の因幡関係の写本7冊含む）
	2	31	「耳」表紙墨書13冊（すべて「法華文句記會本」）・「餘」1冊・「玄」1冊（「佛制比丘六物圖依釈」）・「却」1冊（十不二門指要鈔解會本 上本）・「西」2冊（「新撰沙石集」）
B19	1	25	表紙墨書「餘」1冊（「智者和讃萩原鈔刊謬」）・「陽」2冊（「護法資治論」）
	2	25	「古事記伝」13冊・表紙墨書「黄」1冊（「安楽集」上）
	3	48	墨書「呂」1冊（「阿弥陀経纂註」）・「蔵」（「三周義」）
	4	50	「黄」1冊（「安楽集」）・「耳」1冊（法華文句記會本）・「荒」2冊（「別行疏記講録」）
B23	1	36	
	2	41	
B27		2	
B28		2	
計		958	一部千字文の墨書のある表紙の書籍もあるが、江戸時代の目録には不掲載。群番号は、書庫の棚の位置によって設定したもので、A分類と共有（棚5番のA分類=A5,棚5番のB分類=B 5と表記）している。

寺」・〔大山寺・摩尼寺〕・〔明治維新・神仏分離〕・〔天台宗〕・〔加持祈祷〕・〔密教修法〕など、一項にまとめて資料を紹介した。
なお、断簡・白紙や、包紙・紙袋のみ、用途不明の書付、物品の納品領収書、御守など雑多なものも多数あったが、これらに関しては一々取り上げないことにした。

〔年代記・日記〕

年代順に特筆すべき事項を記した年代記は、補遺資料のうちに三点、日記は一点が確認された。

〔御法事并凶事撮要記〕（補230）は、表紙に「慶安四年（一六五二）ヨリ天保」とあるが、その後安政七年（一八六〇）まで書き継がれた、將軍・鳥取藩主など重要人物の逝去日と、年廻法事執行の記録である。



図版 1 御法事并凶事撮要記（補 230）

〔御宮撮要記〕（補232）は、慶安三年から天保十三年（一八四二）年までの、東照宮および祭礼などに関する特記事項が記録されている。

〔雑要摘要記〕（補223）も、表紙に「從慶安三寅年至天保」とある通り、天保十三年まで、大雲院歴代住職の事蹟、天台宗内の重要事項などのほか、殿様等の参詣、寺務・寄進など、資料名に「雑要」とあるように、前二冊よりは比較的広い範囲の事柄について記録されている。

〔要用記録〕（補231）は天保十四年正月から同年十一月までの約一年間の日次記である。日次記については、報告書【一】箱3・4・24にも多数確認されているが、当該年のものは見えなかったため、これも本来一連のものだった可能性が高い。

右四冊については、製作年と内容の末尾年代から、文政十年（一八二七）に住職就任、嘉永四年に（一八五二）示寂した、十一代観讓在任期に作成されていることがわかる。

天台宗では、天保十一年、寛永寺から全国の末寺に対して分限改、すなわち寺院明細帳の作成が指示されており、因幡・伯耆両国においても、大雲院は麾下の末寺に作成を指示、翌十二年に提出させているが（箱6・22など）、このとき併せて、各寺の由緒や伝説、歴史をまとめた縁起書も同時に提出（箱6・3・箱32・47など）させたいうえで、大雲院末各寺の縁起を集成した「両国当院末寺名記」（箱6・20）などを作成している。こうした動きと連動するかたちで、因伯両国天台宗の触頭・本寺である大雲院でも、寺史、社史が編纂されていたのだろう。

東照宮と大雲院のおおまかな歴史を通覧することができる、重要

な位置づけの資料として貴重である。

〔過去帳・履歴・由緒〕

〔乾向山過去帳全〕（補212）は、明治十一年（一八七八）頃に、当時の住職不二門智光によって作成され、大正年間まで追記されている。歴代天皇・輪王寺宮・徳川將軍家・鳥取藩主池田家の系譜、大雲院初代公侃よりの歴代住職略歴とその実親の法名、塔頭諸寺の住職世代、乾向山弟子法名のほか、法類である山門蓮華院・行泉院住職世代などが記されており、大雲院とその周辺の概要を知ることができる重要資料のひとつである。併せて、大雲院が現在地に移転するにあたって合併した靈光院の住職世代とその大檀越米村氏（鳥取藩士）歴代の法名も記されている。

〔池田御家追遠録〕（補213）は、池田恒興の父恒利から始まり、元禄年間（一六八八～一七〇四）に至るまでの、池田家一族の命日・法名を書き上げた過去帳で、裏表紙に「東隆現住観洞敬書」の墨書がある。

過去帳の類では他に、「池田御当家御法名記」（補216）は鳥取池田本宗筋の、「池田家御門方御法名記」（補217）は分知家をはじめとする一門の、それぞれの法名を書上げたものがある。

初代住職公侃や、大雲院の院号の由来となった公侃の父大雲院殿池田輝澄（旧山崎藩主）に関するものでは、山門薬樹院に輝澄の位牌・石塔が納められている由緒について記された〔大雲院殿池田輝澄由緒書〕（補198）、公侃をはじめとする池田輝澄の子女について書き付けた〔大雲院殿池田輝澄子女法名書上〕（補199）、公侃一五〇廻忌に際して、公侃やその師匠胤海の履歴や事蹟の確認について交さ

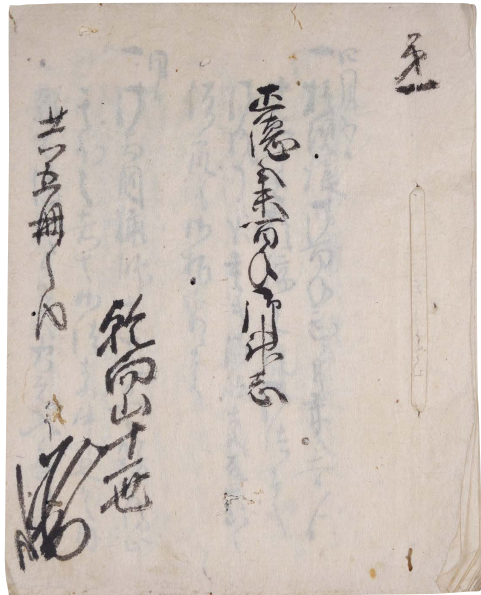
れた書状や法則下案など（補200～202）がみえる。

〔東照権現御神忌法会〕

東照権現徳川家康の祥月命日にあたる四月十七日には、毎年大雲院で家康の法会が執り行われていた。とりわけ、五十年・百年毎に催される御神忌法会は、規模も大きく荘厳なもので、東照宮別当である大雲院にとって、数ある御忌法会のなかでも、最も重要な位置づけの法会であったことは容易に想像ができる。しかし、その関係史料は、報告書【一】では箱8・16・22・25・31などに数点散見されるのみであったため、各委員から、別置されている可能性が高いのではないかと指摘されていた。今回、補遺資料の調査を進めていくなかで、くだんの東照権現御神忌法会、正徳五年（一七一五）一〇〇回忌、明和二年（一七六五）一五〇回忌・文化十二年（一八一五）二〇〇回忌・元治二年（一八六五）二五〇回忌に際して作成された資料群を多数確認することができた。特に元治二年二五〇回忌に際しては、年代が最も新しいだけに、最も多くの資料が残存している。ただし、寛文五年（一六六五）五〇回忌の資料は、報告書【一】・補遺資料共に見当たらなかった。

記録類では、「正徳五未百年御神忌」（補161）・「明和貳酉百五拾回御神忌」（補162）・「東照宮百五十年御神忌法会記」（補180）・「文化十二亥貳百回御神忌」（補163）・「東照宮様二百年御神忌日記」（補1）・「権現様二百回御神忌要用写」（補3）・「東照宮二百五拾回御神会記」（補160）などが確認できた。御神忌法会の準備から当日、後処理までの一連の流れを記したものである。ただし、後世の写しが多いことには留意したい。

準備段階の資料では、鳥取で御神忌法会を執行するにあたって、江戸の東叡山寛永寺執当や取次涼泉院との遣り取りをおこなったことが窺える書状（補4・7・141）、御神忌法会出勤可否を確認するため、相応峰寺他、但馬国天台宗寺院八ヶ寺へ宛てた廻状（補19）、元治二年に行われた二五〇回神忌への大山寺僧出勤につき、大雲院副寺と大山寺了知院（学頭西楽院留守居）や三学頭代（観行院・戒光院・成就院）などと事前打ち合せに交された書状（補142・149）など、御神忌法会催行を控えて、事前の打ち合せに余念がなかった様子がうかがえる資料も多数ある。



図版2 正徳五末百年御神忌（補161）

祭礼を迎えるにあたって心身を浄める潔斎の仕方について記した「掟（東照権現四月十七日法会前潔斎につき）」（補181）なども確認できた。

また、御神忌法会に關して、鳥取藩との交渉に關するものでは、寺社奉行宛の達書（補8・10）や、殿様や一門、家老以下の家臣が御神忌法会に参候するに際して、案内や応対の仕方を書き付けたものもある。また、御神忌法会には多くの末寺・法類が出勤することから、大書院裏にあった大衆休息所の建継ぎや、畳・建具の入替えなども行われていたようである（補172・176）。

その他、法会に参列する僧や、殿様をはじめとする参候者の席順を定めた座付書（補182・190）、遷宮遷座行列の次第を書き付けた資料群（補5・15・17・139）、一五〇回忌の際の「百部読経開白法則」（補150）、二五〇回忌の際の「御神忌法式手文」（補152）、例祭のものか、御神忌法会のものか、判断がつきがたいが、「東照大権現祝詞」（補62）・「法華八講」（補153）なども見えるほか、一〇〇年忌に際し、大衆僧への点心、参候する家老・家臣団へ差出す菓子品目を書き付けた「東照宮御百年忌大衆點心参候衆菓子御老中江之分」（154）など献立類では補2・37・158などがみえ、会計帳簿類（補157・159）、道具書上類（補156）なども見える。

右のほか、東照権現御神忌法会とは直接関連しないが、本社屋根葺替御用に関連する豎帳、寛政十年（一七九八）・文政九（一八二六）年のものが二冊（補164・165）ある。文政九年の帳面には「一御宮御本社屋根損し候旨二而（後略）」との文言がみえるが、風水害など直接被害をもたらした原因には特に触れられていないので、数十年間隔で繰り返されていた定期的な屋根葺替時のものと思われる。

なお、家康以外の歴代将軍年忌法会に關する資料は、五代常憲院（徳川綱吉）・十一代文恭院（同家斉）に關するものが数点確認されるのみで、文化四年（一八〇七）「常憲院様百回御忌銀請払記」（補115）・同年「常憲院様百回御忌町払記」（補125）・安政四年（一八五七）「納戸道具類覚」（補132）・天保十四年（一八四三）「文恭院殿御三回忌御法事諸入用受払記」（補123）・弘化四年（一八四七）「文恭院

のも見える（補6・151）。

また、「権現様百年忌触達書上写」（補155）は、端裏書に「御上御日記写、羽原氏へ内意申、御家老中へ申達、御写し可被下見合ニ致度旨申入候而、写来候」とある。文中の「羽原氏」は、羽原兵左衛門、寛延元年（一七四八）寺社奉行就任、明和四年（一七六七）に退任している。右資料の年紀は正徳五年とあるが、端裏書の通り本資料は写しで、羽原の任期から考えると、明和二年に一五〇回を迎えるにあたって写し取り、参考にしたものだろう。

御神忌法会に出勤する塔頭・末寺に關するものでは、「式百年御神忌出勤大衆献立」（補2）や、塔頭吉祥院が御神忌の節に院代を勤めることから、御布施として銀式枚を増す旨を記した「書付」（補12）、「被仰渡」（補179）、「断簡」（補308）などがある。

二〇〇回・二五〇回を迎える江戸時代後期になると、諸物価高騰の影響により、出勤法類や塔頭・末寺等への駄賃・布施の増額を藩に要求する伺書、その願いを認可する旨の寺社奉行よりの通達書（補166・178）も確認できる。なお、右の認可には、鳥取藩で公用の伺達などに使用される黄紙が用いられている。

元治二年二五〇回忌に際しては、とりわけ建造物や神宝の修復、物品の新造に關する資料群が目を引く。前年の元治元年から翌年にかけて、大師堂の再建、護摩堂の建継、御輿の塗替などのほか、神宝（御鏡）・神号の修復、下馬札新造などの事業について藩の認可が下り、大法会に向けた準備が進められていた様子がうかがえる（補167・171・173・175）。ただ、東照権現御神忌という最も盛大な行事ではあったものの、全てに渡って遺漏無く、とは行かなかったよううで、本社扉金物の鍍金仕直しについては、時節柄見合せになって

殿七回御忌御法事受払帳」（補117）など、会計帳簿・道具帳の類が散見されるのみである。

なお、補128・135は、紐で括られた一括資料で、膳碗皿・火鉢・納戸道具類の書上であるが、このうち補132の横帳綴じ紐に括り付けられた「安政四年十一月十日常憲院様御法事入用」と題する膳碗書上があることから、この一群は、五代綱吉の御忌法事で用いられたものと思われる。

家康以外の歴代将軍は、おおむね寛永寺（天台宗）か増上寺（浄土宗）に葬られたが、大雲院には、日光山輪王寺に葬られた三代家光、寛永寺に葬られた四代家綱（厳有院）・五代綱吉（常賢院）・八代吉宗（有徳院）・十代家治（浚明院）・十一代家斉（文恭院）・十三代家定（温恭院）の位牌が安置されている。上記の各将軍回忌に当たる年には、大雲院でも法会が執り行われていたが、その関係資料は、主として報告書【一】箱12に納められているので、そちらも参照されたい。

〔東照宮祭礼〕

毎年九月十七日に執行される東照宮祭礼は、鳥取藩でも最大の祭礼であるが、これに關する資料も数点確認できたので、ここで紹介しておく。

通常の祭礼では、東照宮から古海河原御旅所まで御輿巡行が行われたが、その年、将軍・藩主の死去や、大きな天災などがあった場合は、神幸を伴わない「地祭」というかたちで催行される。年代不明であるが、明治初期頃と思われる「書状」（補80）では、この年の祭礼は御地祭とし、文久三年（一八六三）の地祭の通りに行うべ

きことが、神務司宮田民衛より伝えられている。

その他、祭礼時の御輿の位置、殿様・分知家の座付場所などを記した〔大雲院指図〕（補312）、導師が行う拝礼の順序や祝詞などを書き付けた〔神事拝礼順序次第書〕（補61）などがみえる。

〔末寺〕

末寺関係資料のうち、分限改書上は、報告書【一】でも多数確認されたが、補遺資料のうちでは、因幡国内末寺の分限改を集成した天保十二年（一八四一）「因幡国天台宗寺社領境内分限帳等書上帳面」（補233）が一点、安政六年（一八五九）・天保十二年の靈光院分限改帳二点（補215・287）が確認できた。

長い海岸線を領内に持つ鳥取藩では、江戸時代後期、西洋列強の東洋、日本進出への対応策として、海岸防備の機運が高まり、その一環として、安政四年（一八五七）伯耆国八橋郡六尾村に、銃砲鑄造を目的とした西洋式反射炉を建設した。この事業に伴い、鑄造原料の確保が課題となったが、その補充を目的として、鳥取藩は、領内寺院等へ梵鐘などの金属類を供出することを求めた。これに対し長谷寺は、同寺の梵鐘と、兼帯する現光寺の撞鐘を公儀に差し上げることは差し支え無いとする旨の口上書を、安政四年九月付で提出しているが、これに前後して、梵鐘の献上を免じていただきたいとする旨の口上書も、右同年月付けで提出している（補239～241）。

右件の口上書に記された長谷寺の梵鐘とは、明徳四年（一三九三）作州布施庄長田村（岡山県真庭市蒜山長田・蒜山下長田）牛頭天玉社に、長田村民一同によって寄進されたものであることが銘記されたもので、『伯耆民談記』によれば、のちに久米郡大谷村の田地に

王権現の由来や、遷座の経緯など、この牧谷蔵王権現の始末について記された、〔二件書類綴〕（補235）がみえる。

右の蔵王権現像や仏具などは、同じく大雲院末である岩本村観照院に遷されたが、その後信徒らの願いにより、明治十二年になって浦富村吉祥院に遷され、安置されることになった。吉祥院は、もと大雲院塔頭のひとつで、大雲院が東照宮別当職を解かれ、樗谿から観音院へ遷るにあたって廃寺となったが、この院号を継いで再興された寺である。

この一件については他に、〔書状下書〕（蔵王権現改祭の義につき）（補44）、〔岩井郡牧谷村無高地書上帳〕（補234）、蔵王権現に奉納された和歌を書き上げた「牧谷奉納千首歌全」（補236）などもみえる。なお、牧谷蔵王権現については、右同伴に関連する資料が、報告書【一】箱18・41・43にもみえる。

そのほかの末寺に関する資料では、観音院のものでは明治時代の書状一通（補27）・「補陀洛山納物見積り稿附借財口共」（補35）、座光寺のものでは江戸末期から明治初期にかけての借財勘定書（補43）、靈光院のものでは、前出の分限改帳のほかに書状一通（補292）がある。このほか、三仏寺末大光寺と大山寺末観音院の、天台宗内における寺格取扱いについて、神務局から大雲院への質問とその返答書（補81～83）などが確認できた。

〔大山寺・摩尼寺〕

補遺のうちで、大山寺に関係する資料のほとんどは、先に紹介した、元治二年（一八六五）東照権現二五〇回神忌法会への出勤確認の遣り取りに交されたもので、書状八点（補142～149）が確認できる。

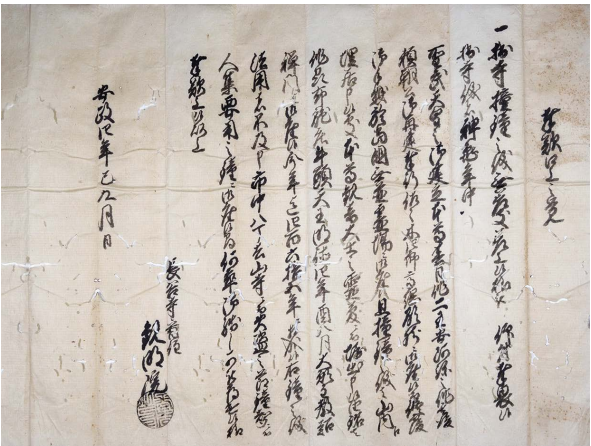
埋没していたものが掘り出され、長谷寺に吊られるようになったとする伝承を有する梵鐘のことである。

なお、長谷寺の明徳四年銘梵鐘は、昭和三十一年に鳥取県保護文化財に指定、現在も本堂外陣に吊り下げられているから、このとき実際に供出されることは免れている。現光寺の鐘については、明治の初めに廃寺、現在では跡形もなく、その遺蹟を偲ぶこともできないため、詳細は不明である。

その他、船上山に埋蔵している銅鉛に似た鋳物を試掘したいとする〔願書〕（補214）があり、船上山智積院を兼帯する長谷寺が取り次いだものと推測される。

次に取り上げるのは、末寺そのものではないが、大雲院末寺竜王寺が別当を務めた牧谷蔵王権現に関する近代資料が確認されたので、これも紹介しておきたい。

現在の岩美郡岩美町牧谷に所在する金峯神社は、近世には蔵王権現と称し、正徳三年（一七一三）藩命により淳光院（大雲院）が再興、末寺竜王寺が別当を務めた。明治時代になると、神仏判然令により竜王寺は別当を解かれ廃寺、明治九年八月二日には、蔵王権現は仏体であるため、神社から取り除くよう求める鳥取県からの通達に対し、蔵



図版3 奉歎口上之覚（補239）

他に〔大会豎義二付触書写〕（補136）は、慶安三（一六五〇）年正月十一日の年紀があり、比叡山における大会について記した資料の写しであるが、原本は大山寺に有りとの文言がある。

このほか、「乍恐奉願上候口上之覚」（補338）は、安政三年（一八五六）、淀江村の豆腐屋吉右衛門が、これまで大山寺一山の豆腐を一手に引き受けていたが、このたび豆腐屋株御取上のうえ、領内出入も差し止められる事態に及び、売掛けの回収も儘ならない窮状を訴えたものである。

淀江村など鳥取藩領村落と、大山寺及び寺領村落との間に揉め事などがあつた場合、大雲院が両者の間に入って仲介を行っている事例が多数確認でき、報告書【一】でも紹介した。

これは、大雲院と大山寺は、ともに東叡山寛永寺の直末で、その点では同格ともいえるが、大雲院は因幡・伯耆両国における天台宗の触頭であったことによる。さらに大雲院開山実成院公侃が大山寺学頭西楽院を兼務していた因縁も、制度化されるにあたって無関係ではなかっただろう。

報告書【一】では草刈場入会争論と、犯罪人引き渡し交渉の事例を紹介したが、大山寺は独立した領主で、寺領三千石は鳥取藩領に接していたため、領主の違う村落間での揉め事は時代を通じて絶えず、また、鳥取藩領で罪を犯した者が大山寺領内に逃げ込むと、鳥取藩の警吏が踏み込むというわけにもいかない。

この資料も、鳥取藩・大山寺間の連絡・交渉については、大雲院が取次ぎ、斡旋を行っていたことを示すものであるが、その範囲は、争論など大きな問題ばかりでなく、右例のような商い株など、比較的軽微な事柄も含めて、広範囲に涉っていた様子がうかがえる。

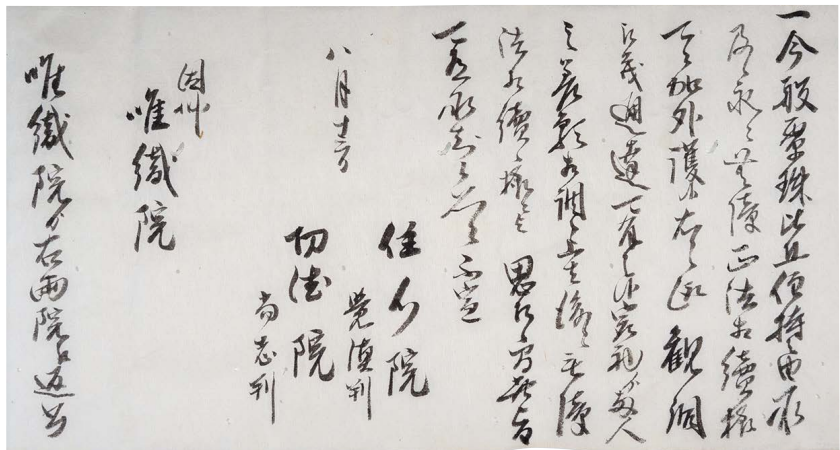
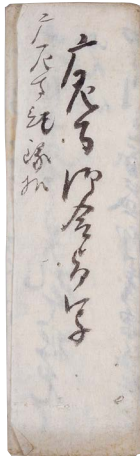
次に摩尼寺に関する資料を紹介する。

〔令旨写〕（補341）・〔書状写〕（補344）には、享保三年（一七一八）唯識院の願いにより、摩尼寺が天台律院となり、山門安樂律院の末寺となるに際して寛永寺執当らと交わされた書状などが写し置かれている。

補339・340は、摩尼寺末寺浄国寺に関するもので、両資料を一括した包紙に、「密庵師摩尼寺輪番之節、浄国寺之古券御見せ申候処、其俣返り不申二付、今替リニ此書付貫置候事」とあり、

本寺安樂律院から派遣された輪番（輪住）交代の際に紛失した古証文の扱いをめぐる書状である。

補342・343は、文政八年（一八二五）摩尼寺領分の草刈場において、覚寺村が摩尼寺への相談も無しに、新田開発を藩に願い出るという事態が起こった際、大雲院副寺から藩寺社奉行に対して差し出された願書控えである。大雲院側として



図版4 魔尼寺御令旨写（補341）

は、本寺安樂律院までその旨を傳達するので、その返事が来るまでは、新田開発の聞き届けを猶与されたいとする内容で、さらに翌九年には、これも輪番と同様、本寺安樂律院より派遣され、寺務を取り仕切っていた直院の身分について、「直院者永職ニ而無御座、暫時監院相勤候身分ニ御座候得者、本山今何時交代被申付、又々他邦他山江参り候程茂難測身分」であること、「直院一存ニ而御上江差上候儀者、本山之掟ニ相背、難相成筋」（補343）であること、すなわち、摩尼寺の領分を新田開発するにせよ、しないにせよ、直院の判断だけで事を決することが出来ない旨を説明する書状を、寺社奉行河田十右衛門宛に差し出している。

先に大山寺の項でも触れたが、摩尼寺と藩の折衝などでも、大雲院が取次ぎ、斡旋を行っていた様子がわかる。摩尼寺輪住・直院は本寺安樂律院から派遣された者で、地元の様子に不慣れということもあったかもしれないが、大雲院と摩尼寺には、触頭と触下という公式の関係性以外にも、正保元年（一六四四）大雲院の前身寺院である長寿院から摩尼寺へ留守居を派遣、元禄三年（一六九〇）には淳光院兼帯となるなど、浅からぬ関係性があったことが知られる。

本寺と地方の末寺、触頭と触下、当該寺院間の関係性など、宗派内や藩内での連絡網の実態を探るうえでも興味深い資料といえる。

そのほか、天和三年（一六八三）「喜見山摩尼寺仏像堂舎並銅鐘勸化状」（補288）などもみえる。

〔明治維新・神仏分離〕

明治元年（一八六八）十月、明治新政府によって布達された藩治職制にもとづき、鳥取藩では翌二年六月の藩政改革によって、政治

機構の近代化がなされた。組織改編や名称変更はその後も度々行われたが、補遺資料のうちには、御城を藩政堂と定める旨の〔達書〕（補108）、施政局を今後政庁と呼び替える旨の〔達〕（補20）などが確認できた。

大雲院など領内寺社を掌っていた寺社奉行も、神務司と名称を変え、その長官の呼称も、奉行から管事という職名に変わり、上山庄兵衛・宮田民右衛門が任命された。さらに同年十月には神務局に改称となったが、その際に発行された布達（補23）が補遺資料のうちにみえる。また、時期は不明であるが、前出の上山庄兵衛・宮田民右衛門の改名を知らせる書状（補79）も確認できる。先に紹介した補80〔書状〕の差出人宮田民衛は、民右衛門からの改名である。

なお、明治初年の藩関係資料としては、鳥取藩政庁の「職員録」（補96）などもみえる。

同じ頃、明治新政府から断続的に布告された神仏分離に関する諸達、いわゆる神仏判然令にもとづき、同二年九月の東照宮祭礼の後、別当乾向山東隆寺大雲院は、東照宮の鎮座する樗谿を離れ、観音院に移転、さらに翌三年三月には、靈光院を合併して現在地に移転する。神仏分離、大雲院移転にかかる諸事については、〔書付〕（補36）、〔大雲院境内社勧請由来書上控〕（補67）などがみえる。

こうした変化に伴い、大雲院と鳥取藩の関係性も前時代から変容することとなった。

鳥取藩の記録「御目付日記」（鳥取県立博物館蔵）宝永五年（一七〇八）正月廿二日条には、「一如御嘉例、今日於御本丸御祈禱、慈雲院其外、例罷出候寺院罷出、首尾能相済、其節罷出候面々左之通。（後略）」とあるように、江戸時代には、毎年正月・五月・九月

に、大雲院他の寺院が登城して御城祈禱を執り行っており、鳥取藩としても重要な公式行事であったが、明治維新後、これらの加持祈禱もその形を改めることとなった。

補遺のうちには「政庁御祈禱用意（品々書上）」（補29）という資料もあり、明治初年頃にはまだ、江戸時代に行われていた城内祈禱に準ずるような祈禱が行われていたであろうことがわかる。

また、〔達書〕（補106）では、来る廿日に政庁祭式があるので、火の元入念に、非違無き様、嚴重に相慎むべき旨が伝達されているので、引続き神式祭事へも関与していたようである。しかし、年不詳〔達〕（補24）では、政庁での神事式に際して梵鐘を撞くことを禁止する旨が通達されており、こうした祭式から、仏教色を次第に薄めてゆくような意図があったのだろう。

明治三年一月に公布された大教宣布の詔に基き、神道国教化と政祭一致を目差す方針のもと、国民への教化を推進するため、同五年教部省設置に伴い、神官や僧侶などが教導職に任命されるが、大雲院でも当時の住職奥光範が任じられ、「教導職神拝式（次第、祝詞書付）」（補31・34）、「敬神愛国ノ旨ヲ体スヘキ事」（補30）などが確認できる。

また、教部省設置までは、民部省社寺掛が寺院を管掌していたが、その時代の寺院取り調べに関し、覚書、廻状、〔民部省諸国寺院御取調につき末寺届〕（補193～197）などもみえる。

幕末から維新、明治前期の資料ではほかに、大政奉還（補28）・佐賀の乱（補47）・西南戦争（補33）など、幕末政局や明治期の内乱に関する風聞書の類、「太政官日誌」（補218）、「御親征行幸中行在所日誌」（補219）、「政體」（補224）、「復古論」（補225）などの版本も

確認できる。また、明治になってキリスト教が事実上解禁されたことへの警戒感からか、「切支丹宗講究簡条書」（補227）、「崎陽茶話 邪教始末 全」（補222・228）など、キリスト教に関する資料も見受けられる。

報告書【一】や本書典籍目録でも、風聞書の類や、大雲院とは一見拘わりが薄いと思われる国学の書籍などは多数確認されており、当時流行った思想や世相の情報収集などにも余念がなかったであろう様子がうかがえる。

〔天台宗〕

大雲院の法類である多賀成就院は、三代藩主吉泰の嫡男（四代宗泰）誕生の祈祷を仰せ付けられており（報告書【一】 p111）、その後も毎年鳥取に使僧を差し向け、領内で札配りをする事が許されている。また、「御目付日記」（鳥取県立博物館蔵）安政五年（一八五八）十月十四日条によると、「一多賀成就院使僧観堂房、例年之通為御札上罷越候付、明十五日式日御札引続二御目見被仰付候事。」とあるように、その際には藩主への御目見も許されているなど、鳥取藩では非常に厚遇されている。

右の多賀成就院に関連する資料として、補遺のうちには、同寺の住職跡目について、法類諸寺院から寛永寺執当楞伽院・覚王院に宛てた文化五年（一八〇八）の「奏上書付」（補238）、年賀の辞と併せて江戸大火の報を伝える「年頭嘉詞」（補304）などが確認できた。多賀成就院については、報告書【一】箱13・34にも、成就院住職交代の件に大雲院が深く関わっていた様子を示す資料が多数ある。

そのほか比叡山や東叡山寛永寺関係では、山門龍珠院・竹泉院へ

の攘夷派と対立し、元治元年（一八六四）六月に暗殺される。

法会の出席や用向きなどで、住職や役僧などが、延暦寺・寛永寺へ度々赴いていたことは報告書【一】でも確認できたが、補遺資料のうちにも、道中請け払い帳など（補121・122）、旅の記録が確認できる

講や宗内での金融、借財整理などに関わる経済資料としては、補85ゝ88・90ゝ95などで、山門行泉院・安楽院・法曼院らと書状が交されている。

〔加持祈祷〕

天台宗寺院として、加持祈祷は重要な儀礼のひとつだが、江戸時代の大雲院では、毎年元旦、あるいは節分に執り行われた鳥取藩公式の越年祈祷を一手に引き受け、家老が大雲院に代参したが、詳しくは報告書【一】 p45ゝを参照いただきたい。補遺資料では祈祷料や御備物についての達書・書状類（補63・69・71ゝ73・113）や、「御越年御祈祷刻限」（補299・300）などが見える。

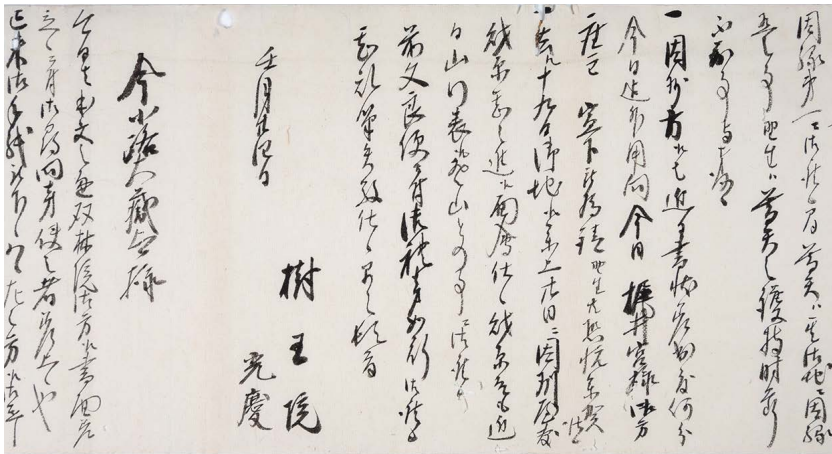
大雲院では、越年祈祷や御城祈祷など、鳥取藩の公的な位置付けの祈祷だけではなく、個人的な依頼による祈祷も行っていたようであるが、補遺資料のうちでは、「病者加持」（補119）などが確認出来るのみである。

〔密教修法〕

祈祷や呪法に関する解説、書付などでは、「浄三業印言等書付」（補319）、「両界加修私記」（補320）、「塔婆開眼法」（補322）、「辨財天七日成就法」（補324）、「不動尊極秘印契」（補326）、「七仏薬師一印法」（補

為登金五十五両について記した「書付」（補38）、御廟大師（元三大師良源）についての「書付」（補39）、東照宮の宮僧寛明坊が、山門行泉院に修学に赴くため、その跡役を資成坊に申し付ける旨を報告する「書状下書」（補45）、延暦寺六月豎義について「僧綱」（補237）、山門安居院本坊竹林院の「紫雲弥陀尊縁起」（補289）、山門無動寺谷法曼院の本尊について、寛文四年（一六六四）の造営から寛延四年（一七五一）までの諸事を記した「法曼院本尊之事」（補334）、大雲院九代良航の山門在山中、普賢菩薩などについて法問を行った際の、質問書と答書（補332・333）、その他天台宗僧侶と思しき人々と交された書状類（補203ゝ207など）も散見される。

鳥取藩とも関係浅からぬ、という観点では、上野覚樹王院より今小路大蔵卿・山科双林院（京都市）へ、双林院本尊歓喜天について問い合わせする「書状写」（補191・192）がある。今小路範成は、伯耆の出身で、鳥取藩士景山竜造に儒学を学び、今小路家を継いで、京都輪王寺毘沙門堂の坊官となる。のちに鳥取藩



図版5 書状写（補191）

328）、「七仏薬師印明」（補329）、「真言書付」（補330）、「悩莽鶉等書付」（補331）、「九字十字大事」（補335）などがみえる。「密要記上」（補220）の裏表紙には「三冊之内」との墨書が確認されるが、中下巻については、報告書【一】・補遺ともに見当たらない。

大正から昭和期にかけて、時代は新しいが、追善仏事に際して読誦される諷誦文、仏教の真理を述べる伽陀文がまとまって四四点（補242ゝ285）あった。

【参考文献】

『鳥取県の地名』（日本歴史地名大系32 平凡社 一九九二）
鳥取県編『鳥取藩史』第四卷（鳥取県立図書館 一九七二）
鳥取県編『鳥取県史』5（鳥取県 一九八二）
大山町誌編さん委員会『大山町誌』（大山町役場 一九八〇）
眞田廣幸監修・長谷寺開山一三〇〇年記念誌委員会編『長谷寺の歴史 一三〇〇年の祈り』（打吹山長谷寺 二〇二二）